

職員の給与に関する勧告

職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第161号）及び東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

平成20年4月の公民較差に基づく改定

1 給料表

- (1) 職員の給与に関する条例及び学校職員の給与に関する条例
現行の給料表を、別記1のとおり改定すること。
- (2) 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
現行の給料表を、別記2のとおり改定すること。
- (3) 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例
現行の給料表を、別記3のとおり改定すること。

2 実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときはその日）から実施すること。

また、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、所要の調整措置を講じること。

(2) 地域手当の支給割合の特例措置

地域手当の月額、改定の実施時期から当分の間、給料、給料の特別調整額（管理職手当）及び扶養手当の月額の合計額に、100分の16を乗じて得た額とすること（鳥しょ地域等を除く。）。

給与構造・制度の改革に関わる改正

1 1・2級の統合

(1) 給料表

の1の(1)による改定後の給料表のうち、行政職給料表（一）、研究職給料表、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の1・2級を統合し、別記4のとおり改定すること。

改定に伴い、行政職給料表（一）、研究職給料表、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）について、別記5のとおり職務の級を改めること。

(2) 切替え

ア 上記(1)による改定後の給料表適用の日（以下「改定日」という。）における職員の職務の級は、その改定日の前日における職務の級を別記5により切り替えた職務の級とする。

イ 改定日における職員の号給は、その改定日の前日における級及び号給等を基準として別に定めること。

2 新たな教員給与制度

(1) 給料表

の1の(1)による改定後の給料表のうち、小学校・中学校教育職員給料表及び高等学校等教育職員給料表を廃止し、別記6のとおり教育職給料表を設けること。

また、教育職給料表における標準的な職務は、別記7のとおりとすること。

(2) 諸手当

ア 給料の調整額、義務教育等教員特別手当等について、新たな職務の級や号給に応じた額となるよう、措置すること。

イ 管理職手当の額は、それぞれの職務の級における最高の号給の給料月額 100 分の 25 を超えない額の範囲内で、その職務と職責に応じて定めること。

ウ 期末・勤勉手当における職務段階別加算の割合は、 3 級以上の職務の級について、 100 分の 20 を超えない範囲内で、その職務・職責に応じて定めること。

エ 主任教諭に対する新たな職務の級の設置の趣旨にかんがみ、教育業務連絡指導手当（主任手当）を廃止すること。

(3) 切替え

ア 上記(1)による教育職給料表適用の日（以下「適用日」という。）における職員の職務の級は、その適用日の前日における職務の級を別記8により切り替えた職務の級とする。

イ 適用日における職員の号給は、その適用日の前日における級及び号給等を基準として別に定めること。

(4) その他

任命権者においては、制度改正に伴う影響について、必要に応じ適切な対応を行うこと。

3 実施時期

この改定は、平成21年4月1日から実施すること。